

災害対策基本法改正案に関する意見書

2025 年 3 月 28 日

特定非営利活動法人 日本 NPO センター

阪神・淡路大震災が「ボランティア元年」と呼ばれて以降、度重なる災害からの復興活動において、民間非営利組織（以下、NPO 等）は重要な役割を果たしてきました。その重要性に鑑み、災害対策基本法では第 5 条 3 で国及び地方公共団体の努力義務としてボランティアとの連携を挙げており、あわせて災害時における役割の重要性と、自主性の尊重を強調しています。政府でも三者連携の推進、災害中間支援組織の育成など、官民連携の推進に注力いただきました。2 月 14 日に閣議決定がされた災害対策基本法改正案においても被災者支援の充実に資する官民連携のあり方について、NPO 等の注目も高くなっております。

一般的に被災者のニーズは災害の種類、被災の程度、個々の生活スタイルなどによって異なると同時に、時間経過により変化するため、非常に多様です。そのため公的支援だけの対応では不十分で、住民の相互扶助に加えて、NPO 等による自発的で多様な支援活動が重要となります。言い換えれば NPO 等による災害支援は行政による災害支援とは異なる特有の役割と価値を持っています。こうした NPO 等の独自性を生かし、被災者支援活動を充実させるための官民連携のあり方が求められています。

こうした認識のもと、災害対策基本法改正を検討するにあたって、以下の通り要望いたします。

1. 官民連携について自治体に積極的に周知し、広く三者連携を推進することの後押しをすること

本来、発災時に官民連携を円滑に進めるためには、被災地域の自治体の判断で NPO 等と連携できる体制の整備が理想で、日ごろからの自治体担当者と NPO 等との対話や連携が不可欠です。いざというときに被災者援護協力団体制度に頼らずとも地域のレジリエンスを軸とした官民連携が積極的に展開されるよう、日ごろからの取り組みを後押ししてください。

そのために特に災害時に最も被災者に近いところに対応にあたられる基礎自治体において、日常的に NPO 等との対話や協議の場を持つ、協働事業を行う、訓練を合同で行うなど NPO 等への理解を深める機会を作っていただくとともに、そうした対話と連携から得られた知見が地域防災計画に反映されるよう、自治体に対する普及啓発をこれまで以上に行ってください。

2. 被災者援護協力団体以外の団体の被災地での活動を妨げないこと

被災者援護協力団体はその趣旨から被災者支援に関する高い専門性と組織基盤が求められるため、これまで被災地で活動を行ってきた NPO の中でも一部のみが対象になることが想定されます。一方で従来の被災者支援活動では、特に復旧から復興のプロセスにおいて、時間の経過とともにボランティアグループを含む小規模な団体、災害支援を専門としない多分野の団体、地元住民によって新たに立ち上がる団体などが多数活動をしてきました。これらの団体はもっぱら災害支援を専門としていないため、被災者援護協力団体制度になじみません。登録外の団体であっても従来通り自発的な意思に基づいて被災者支援活動を展開することを妨げないように留意してください。

3. 被災者援護協力団体以外の団体を三者連携の枠組みから排除しないこと

先述の通り、災害時には被災者援護協力団体になじまない NPO による活動が多数展開されることが想定されます。そうした団体も被災者支援においては重要な役割を果たしていることに鑑み、三者連携などの官民連携の枠組みや、情報共有会議などにおいて排除されないように留意してください。また、被災者援護協力団体が登録外の NPO と連携して活動を行う際に、必要に応じて個人情報を含む情報共有ができる枠組みを整備してください。

4. 被災者援護協力団体制度の設計にあたっては、官民の対話を重視すること

今回の改正案において新設される被災者援護協力団体については、改正法成立後に運用についての詳細設計がなされることと思います。本制度が一定の専門性と情報管理を求められることに鑑み、登録対象となる団体には相応の専門性とガバナンス体制、説明責任を担保できる仕組みが必要であると考えます。検討に際しては本制度の趣旨に沿って対象となる NPO 等の想定を明確にするとともに、現実に即し NPO の専門性が最大限に活かせる制度設計となるよう、NPO 等へのヒアリングや意見交換会の開催など、開かれた対話の機会を持つようにしてください。また、客観的で透明性のある制度設計となるように留意してください。

以上